

ハイタクフォーラム

## 新潟交通圏タクシー事業者に対する公取委の排除措置命令について

(全自交労連・交通労連ハイタク部会・私鉄総連ハイタク協議会)

2011年10月17日 新潟交通タクシー事業者に対する公取委の排除措置命令について

全自交新潟地連は11月7日、新潟県と市のハイタク協会、交通労連の新潟組織とともに国土省の奥田建副大臣らとともに国土交通省の奥田建副大臣らと面会し、公正取引委員会が新潟交通圏の運賃改定を独占禁止法に違反しカルテルであると認定したことについて、その撤回を求める要請行動を行いました。この日は、国交省に引き続き、民主党の鈴木克晶筆頭副幹事長、さらに民主党タクシー議連の吉田おさむ会長代行（衆議院経済産業委員長）にも要請。これらの要請には全自交新潟地連から宮沢勝正委員長と海道正彦書記長が参加、労連本部から待鳥康博副委員長が同席しました。要請の席上、新潟のタクシー労使は、「運輸当局の指導に則って自動認可運賃の枠内に入った。結果として下限に収斂したが、カルテルに当たる行為は無い」「莫大な課徴金を払えば企業存続が危うくなり、労働者と家族が路頭に迷う、また課徴金支払いのために賃金の切り下げを余儀なくされる」「企業倒産で、公共交通としての役割を果たせなくなる」と切実な状況を訴えました。これに対し、国交省の奥田副大臣はハイタクが置かれた厳しい実情に理解を示し、公取委の今回の認定に関し国交省として何が出来るか対応を政務三役で検討したいとの考えを示しました。民主党の鈴木筆頭副幹事長は、「個人的には憤りを覚える問題。党としても重要案件として扱いたい」と述べました。吉田・民主党タク議連会長代行は、「要望はしっかり受けとめる。こういう問題を解決するためにもタクシー事業法の制定が必要だ」としました。